省　　令

○財務省令第五号

国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第百十四条の二第二項の規定に基づき、国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年二月二十八日

財務大臣　鈴木　俊一

国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令

国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（社会保険診療報酬支払基金等に委託する事務等） **第百二十五条の三**　［略］ ［2・3　略］ 4　法第百十四条の二第二項の財務省令で定めるものは、生活保護法第十九条第四項に規定する保護の実施機関とする。	（社会保険診療報酬支払基金等に委託する事務） **第百二十五条の三**　［同上］ ［2・3　同上］ ［項を加える。］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、令和六年三月一日から施行する。

○文部科学省令第四号

私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第四十七条の三第二項の規定に基づき、私立学校教職員共済法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年二月二十八日

文部科学大臣　盛山　正仁

私立学校教職員共済法施行規則の一部を改正する省令

私立学校教職員共済法施行規則（昭和二十八年文部省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（社会保険診療報酬支払基金等に委託する事務） **第三十九条の二**　［略］ 2・3　［略］ 4　法第四十七条の三第二項の文部科学省令で定めるものは、生活保護法第十九条第四項に規定する保護の実施機関とする。	（社会保険診療報酬支払基金等に委託する事務） **第三十九条の二**　［同上］ 2・3　［同上］ ［項を加える］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、令和六年三月一日から施行する。

○農林水産省令第六号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第十八条第一項の規定に基づき、テンサイシストセンチュウの緊急防除に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年二月二十八日

農林水産大臣　坂本　哲志

テンサイシストセンチュウの緊急防除に関する省令の一部を改正する省令

テンサイシストセンチュウの緊急防除に関する省令（平成三十年農林水産省令第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附　則 （この省令の失効） **第二条**　この省令は、令和八年三月三十一日限り、その効力を失う。ただし、その時までにした行為に対する罰則の適用については、この省令は、その時以後も、なおその効力を有する。	**附　則** （この省令の失効） **第二条**　この省令は、令和六年三月三十一日限り、その効力を失う。ただし、その時までにした行為に対する罰則の適用については、この省令は、その時以後も、なおその効力を有する。

附　則

この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

○農林水産省令第一号
経済産業省令第一号
環境省令第一号

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第百十六号）第十一条第二項の規定に基づき、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく再生利用事業を行う者の登録に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年二月二十八日

農林水産大臣　坂本　哲志
経済産業大臣　齋藤　健
環境大臣　伊藤信太郎

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく再生利用事業を行う者の登録に関する省令の一部を改正する省令

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく再生利用事業を行う者の登録に関する省令（平成十三年農林水産省令第一号・経済産業省令第一号・環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後	改正前
（申請書に添付すべき書類及び図面） **第一条**　食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（以下「法」という。）第十一条第一項の登録の申請をしようとする者は、申請書に次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。 一・二　（略）	（申請書に添付すべき書類及び図面） **第一条**　食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（以下「法」という。）第十一条第一項の登録の申請をしようとする者は、申請書に次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。 一・二　（略）